

とき
季のきらめき

TOKINO KIRAMEKI

茨城県行政書士会情報誌

Vol.20

CONTENTS

- ◆ ユキマサ君が行く
北茨城市は人と自然が織り
なす壮大&優雅な芸術の街
- ◆ 円滑な相続手続き！
- ◆ 定款認証手続きがスムーズで便利に！
- ◆ こんにちは！行政書士です
- ◆ 茨城県行政書士会の取り組み
- ◆ 県内各地で無料相談会を開催中！

795年に征夷大將軍坂上田村麻呂が
創建したと伝わる花園神社。



六角堂から五浦海岸を望む。岡倉天心の愛した美しい景観が広がる。

ユキマサ君が行く

北茨城市

北茨城市

は
人と自然が織りなす
壮大&優雅
な
芸術の街



ユキマサ君が訪れたのは、爽やかな潮風と清流のせせらぎ、歴史・文化と芸術の薫りに満ちた北茨城市。市内全域にテーマパークさながらの施設・景観が点在しており、ガイドマップを手に訪問場所選びに思案するユキマサ君。

風光明媚な五浦海岸、新緑が冴える花園溪谷、厳かに佇む花園神社、茨城県天心記念五浦美術館、野口雨情の生家と記念館、浄蓮寺、ガラス工房シリカなど行きたい所がたくさん。あんこうのどぶ汁、花園牛、自然薯、地魚・川魚も食べたいし、どぶろくも飲みたい、温泉にも入りたい。全て見たい、聞きたい、食べたい、体験したい…。魅力あふれる北茨城市からほんの一部を厳選してご紹介します。

ライトアップされた磯原海岸の二ツ島

花園神社

北茨城市華川町花園 567
磯原駅からタクシーで約30分



例大祭で奉納されたささら演舞



花園神社奥之宮の近くにある七ツ滝は紅葉の名所

795年に征夷大将軍坂上田村麻呂が創建したと伝えられています。境内には朱塗りの楼門、拝殿、本殿が階段状に立ち、周りを樹齢800年の御神木(三本杉)や高野槇が囲んでいます。春には市の花でもあるシャクナゲが咲き誇る中、毎年5月5日に例大祭が挙行政され、神輿渡御・ささら演舞が奉納されます。

野口雨情生家・資料館

北茨城市磯原町磯原 73
磯原駅からタクシーで約5分、徒歩15分

野口雨情は明治15年に生まれ、63年の生涯において約3000編の詩歌と約800編の童謡を創作。「七つの子」や「シャボン玉」、「船頭小唄」など、今でも何気なく口ずさんでしまう歌が溢れています。

生家では、孫の野口不二子さんから雨情の人柄や作品に込められた思い、家系図などについて直接お話を伺えることもあります。資料館では、若き日の直筆原稿や書画、小川芋銭や坪内逍遙、石川啄木との手紙、書籍、写真などが見学できます。



家系図を遡ると楠木正成の弟・正季に繋がるという野口不二子さん



直筆の屏風と上には藤田東湖の書「養真」が飾られている

北茨城市歴史民俗資料館 (野口雨情記念館)

北茨城市磯原町磯原 130-1
磯原駅からタクシーで約5分、徒歩15分

野口雨情の偉業を顕彰し後世に伝えると共に北茨城市の民俗、文化財等の歴史資料を保存展示し、郷土に対する知識と理解を深めことを目的に開設されました。

雨情は日本三大童謡詩人の一人とされますが、童謡の他にも日本全国を回り、北海道から九州まで多くの新民謡（地方民謡）を創作しました。また、国内外の小学校の校歌を作詞し、現在でも歌い継がれている校歌があります。



記念館正面の雨情の座像脇からシャボン玉が放出される



茨城県天心記念 五浦美術館

北茨城市大津町椿 2083
大津港駅からタクシーで約5分
常磐自動車道北茨城IC及び勿来ICから約15分

日本画の精鋭たち、五浦に集結



再興第一〇九回院展
茨城五浦展のポスター

再興第109回

院展

茨城五浦展

2025年6月21日(土)~7月21日(月・祝)

茨城県天心記念五浦美術館



近代日本美術の発展に大きく貢献した岡倉天心の業績を各種資料に基づいて紹介しているほか、横山大観、菱田春草、下村観山、木村武山ら五浦にゆかりのある作家の作品を常設展示。また、概ね1カ月~2カ月おきに企画展が開催されています。

企画展として、6月21日~7月21日は「再興第109回院展 茨城五浦展」を、7月26日~8月31日は「グルメ展-食、自然、豊かなアート-」が開催されます。

また、美術館の近くには東日本大震災から再建された「六角堂」(茨城大学五浦美術文化研究所)があります。

2012年に再建された六角堂



チームラボ ゆうこくおんでんあと 幽谷隠田跡

北茨城市大津町 2132
大津港駅からタクシーで約5分

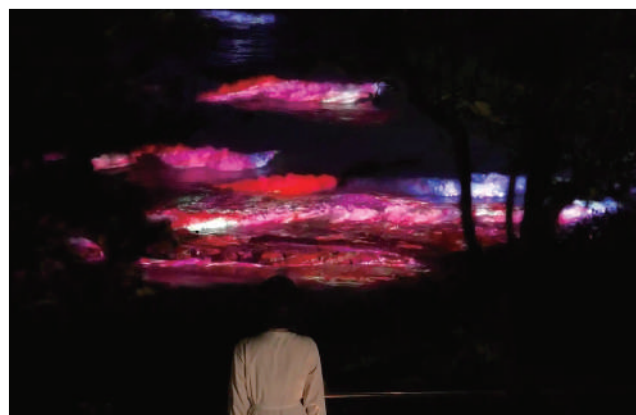
<https://www.teamlab.art/jp/e/izura/>

チームラボは、アート・サイエンス・テクノロジー・デザインを融合させるアート集団で、チームラボ 幽谷隠田跡は自然と人の営みが連続する長い時間の存在に思いを馳せながら、森に隠された棚田跡を作品空間にしたと言います。《隠田跡の水鏡の道》や《タブノキに宿る呼応する宇宙》、《海が立ち上がる時花が咲く - 五浦の海》、《幽谷の竹林》など、様々な作品が展示されています。

入場時間や料金は日付によって変動します。鑑賞したい方は左記ホームページをご覧ください。公式サイトからチケットの事前購入をお勧めします。



チームラボ《隠田跡の水鏡の道》© チームラボ



チームラボ《海が立ち上がる時花が咲く - 五浦の海》© チームラボ

北茨城市の グルメ&お土産 といえば…



北茨城市の
郷土料理
「どぶ汁」



てんごころの
「あんこう
大福神」



北茨城市観光ナビゲーター
「あんちゃん」



北茨城市イメージキャラクター
「こうちゃん」

あんこう鍋「発祥の地」と言われ、全国各地のあんこう料理が楽しめる食の祭典「第9回全国あんこうサミット」が今年3月に開催され好評を博しました。その他にも新鮮な海の幸や自然が育んだ山の幸が豊富。お土産には地元の海産物や畜産物、創作和菓子などがリーズナブルに購入できます。愛飲家の方は、関東で初めてどぶろく特区の製造免許を受けたお酒を味わってみてはいかがでしょうか。



北茨城市長
豊田 稔

「季のきらめき」第20号の発刊、おめでとうございます。

茨城県行政書士会の皆様におかれましては、日頃から市政各般にわたり、多大なるご支援を賜り、深く感謝申し上げます。また、市民から頼れる存在として、日々精励されていることに対しまして心から敬意を表します。

北茨城市は、茨城県の最北端に位置し、東に太平洋、西に阿武隈高地を擁する「海と山に囲まれた自然豊かな美しい土地」です。新鮮な魚貝類や温泉、鉱泉などの天然資源にも恵まれ、市の魚「あんこう」が旬を迎える秋から冬にかけては、本場の「どぶ汁」を求めて多くの観光客でにぎわいます。

また、文化芸術の分野では、近代日本美術の発展に大きな功績を残した思想家の岡倉天心が、この地を「東洋のバルビゾン」と称し、東京にあった「日本美術院」を移転しました。ここで研鑽を積んだ画家の横山大観、菱田春草などが、この地からいくつもの大作を世界へと発信しました。さらに、「しゃぼん玉」や「赤い靴」などで知られる童謡詩人で本市出身の野口雨情をはじめ、多くの文化人が創作活動の拠点として選んだ「芸術と文化の薫り高い土地」でもあります。

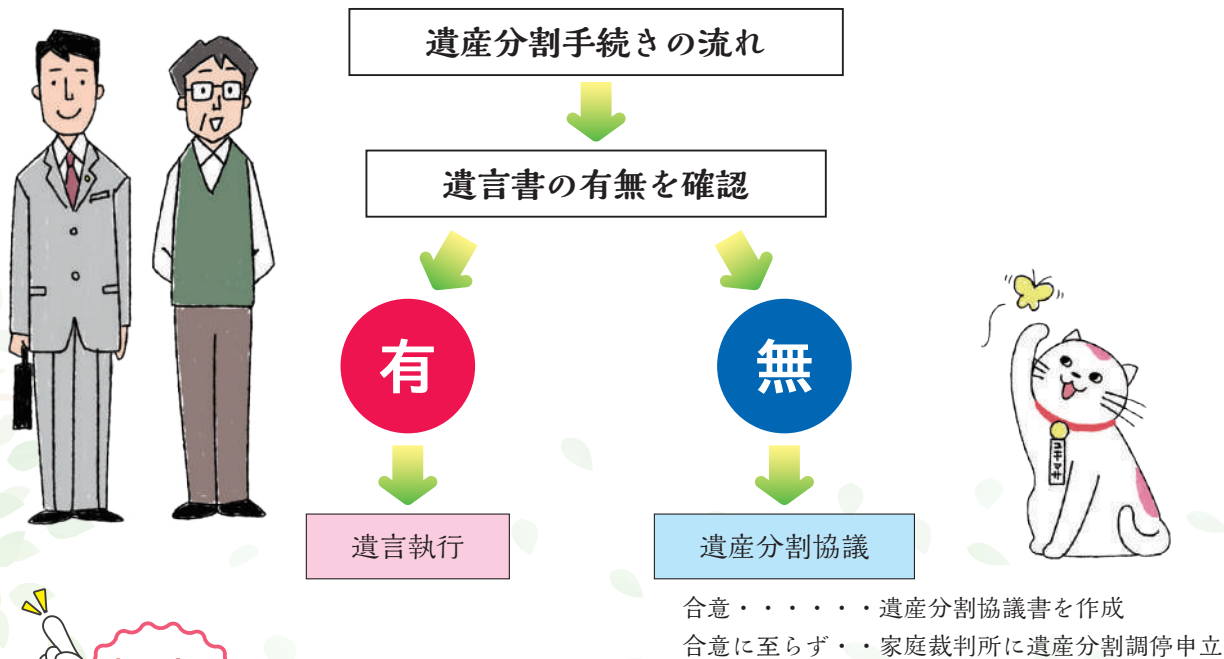
皆様、ぜひ北茨城市へお越しいただき、その魅力を存分にご堪能いただければ幸いです。

円滑な相続手続きを行うために

相続開始の際の 確認事項

- 1 遺言書の有無を確認
- 2 相続人や相続財産を確定
- 3 相続放棄の検討(相続開始を知った時から3ヶ月以内)
- 4 残された財産の確定
- 5 遺産分割協議書を作成(必要に応じて)

兄弟姉妹以外の 法定相続人 には、遺留分という最低限の相続の権利が保障されています。遺言書で記載された分配であっても、この遺留分を侵害することはできません。遺留分については自ら主張することにより考慮されますが、遺言が無効になるわけではなく、遺留分侵害額の請求がされた場合には、その範囲において 金銭 を支払うことになります。



**遺言書が
無効になる
場合**

- 民法所定の方式でない
- 遺言者の内容が公序良俗に違反している
- 遺言者に遺言能力がない
- 遺言書の内容が不明確及び不鮮明等

分割の方法

01 現物分割

遺産を現物のまま分割する方法です。現金や預貯金を分ける場合や、土地を分筆してから分ける方法です。

02 代償分割

遺産を特定の相続人のみが相続し、代わりにほかの相続人に対して代償金を支払う分割方法です。分割しにくい不動産や未公開株式などについて分ける方法です。

03 換価分割

遺産を売却し、その売却代金を相続人の間で分ける方法です。不動産などについて用いられます。

04 共有分割

遺産を複数の相続人で共有する方法です。ただし、不動産については共有者全員の同意がないと売却できないなど将来にトラブルをもたらす可能性があります。

* 音信不通の相続人がいる場合

不在者財産管理人を選任し、遺産分割協議に参加（民法 25 条 1 項、28 条）。

また、「法律上死亡したものとみなす」失踪宣告が認められるためには 7 年の失踪期間が必要です。

* 認知症の相続人がいる場合

成年後見開始の審判を申し立てます（民法 7 条）。選任された後見人が意思表示の困難な相続人に代わって遺産分割協議に参加します。

* 遺産分割後に新たな財産や債務が判明した場合

特に取り決めがなければ、あらためて遺産分割協議を行います。

* 遺産分割後に遺言書が見つかった場合、遺言書と異なる遺産分割ができるか？

相続人と受遺者全員の合意があれば、遺言書にかかわらず、すでに行った遺産分割を有効とすることができます。

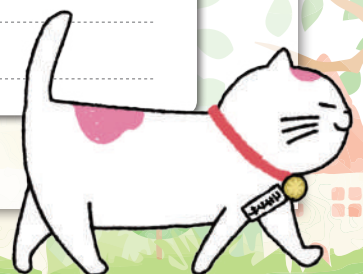
ただし、相続人と受遺者のうちの 1 人が遺言書に従った遺産分割を主張すれば、遺言書に従って遺産を分けます。

* 遺産分割を行う相続人に未成年者等がいる場合

家庭裁判所で特別代理人を選任し、遺産分割協議に参加することになります。

相続手続き 終了後

- ・ 相続財産の名義変更・相続登記
- ・ 相続税の申告・納付（必要に応じて）





定款認証手続きがスムーズで便利に！

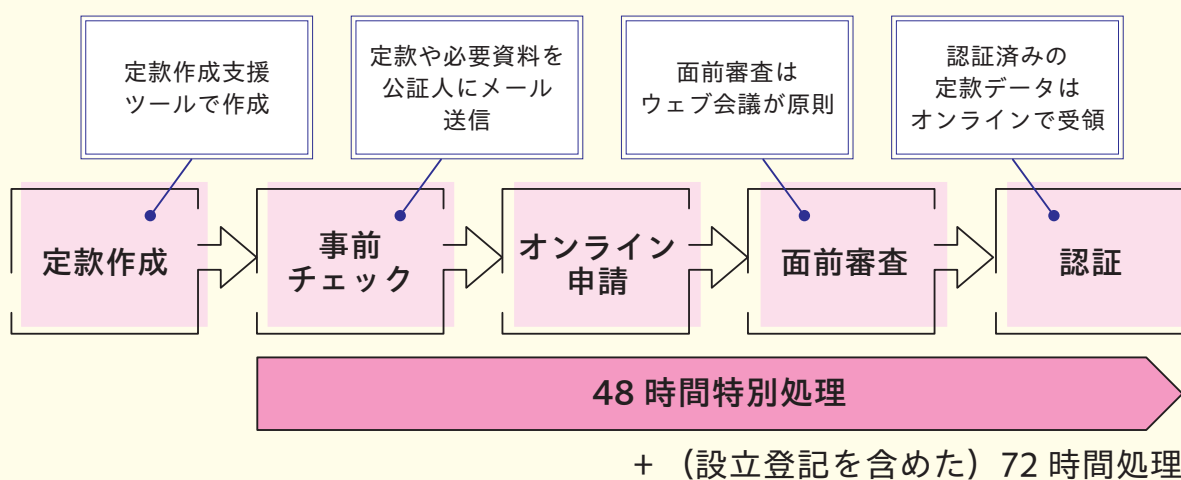
－ 48 時間特別処理・ウェブ会議での面前審査 －

株式会社を設立するにあたっては、定款（ていかん）を作成し、公証人の認証を受ける必要があります。ところが、公証人による定款認証は、認証における面前審査があるなど、多少の時間・手間を要します。また、起業者側としても、小規模でシンプルな形態の株式会社をスピーディーに設立したいというニーズがありました。

これを受けて、日本公証人会連合会は、起業支援の観点から「定款作成支援ツール」を利用して作成した定款について、原則として 48 時間以内に認証手続きを完了する運用（以下、「48 時間特別処理」といいます）をスタートしました。この取り組みは、2024 年 1 月 10 日より、東京都内・福岡県内の公証役場でスタートし、順次、首都圏、愛知県内、大阪府内などの公証役場にもその対象を拡大し、2025 年 3 月 3 日からは全国の公証役場で 48 時間特別処理を開始することになりました。併せて、公証役場と法務局との連携によって、48 時間特別処理による定款認証後、速やかに法務局へ設立登記申請を行うことにより、原則 3 日間で設立手続きが完了する取組（以下、「72 時間処理」といいます）も同時に行っています。

さらに、従来は定款認証における面前審査について、公証役場での対面実施が一般的でしたが、オンライン申請の場合には原則としてウェブ会議で実施することとなりました。

48 時間特別処理・ウェブ会議での面前審査の流れ



出典：法務省民事局・日本公証人連合会「定款認証の手続きが「2つの原則」の導入で便利になります！（2025 年 3 月 3 日版）」

※筆者加筆

1. 定款作成支援ツールについて

48 時間特別処理の適用を受けるためには、「定款作成支援ツール」で定款作成することが必要となります。日本公証人連合会ホームページから定款作成支援ツールをダウンロードして、必要項目についてプルダウン選択・入力すれば、定款が完成します。ただし、定款作成支援ツールで作成できる定款は、現在、発起人 3 名以下・取締役会非設置の会社に限られますので注意が必要です。また、定款作成支援ツールでの作成が難しい場合には、公証人や行政書士などの専門家に相談を仰ぐとよいでしょう。

2. 48 時間特別処理を受けるために

先ほどの定款作成支援ツールを利用して作成した定款について、電子署名をし、オンラインで申請をすると、原則として 48 時間以内に認証手続きを完了する運用となります。

48 時間特別処理の起算点は、必要な資料がすべて公証役場にメールで到達したときです。したがって、資料に不備などがあれば、手続きに時間を要する場合があります。また、48 時間の算定は、土・日・祝日を除きます。紙の委任状等を郵送又は持参により提出する場合には、算定方法が異なりますので注意が必要です。

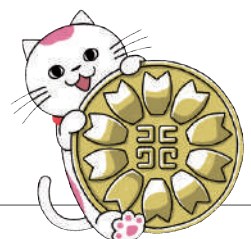
なお、72 時間処理の適用を受けるには、上記の 48 時間特別処理であることに加えて、①定款認証後 1 週間以内にオンラインで設立登記を申請すること、②設立登記申請の添付書面情報(定款、発起人の同意書、就任承諾書など) が全て電磁的記録により作成され、申請書情報と併せて送信されていること、③登録免許税が電子納付されること、④補正がないことが必要となります。

3. ウェブ会議の流れについて

定款を作成して公証役場にメール送信します。事前チェックを終えたら、オンライン申請システムで正式に申請します。公証役場と面前審査の日程調整を行い、面前審査までに手数料を納付します(クレジットカード又はインターネットバンキングを利用可能。)。その後、公証役場よりウェブ会議接続用 URL がメールで送られます。面前審査の日時に、ウェブ会議接続用の URL をクリックし、公証人による面前審査を受けます。その際、身分証明書を確認しますので、準備するとよいでしょう。ウェブ会議での面前審査後、認証済み定款データを受領します。オンライン申請システム又はメールのいずれの方法で受領できます。

参考資料

- 日本公証人連合会ホームページ「スタートアップ支援のための、定款認証に関する新たな取組について」
<https://www.koshonin.gr.jp/news/nikkoren/startup.html>
- 法務省民事局・日本公証人連合会「定款認証の手続きが「2つの原則」の導入で便利になります！(2025年3月3日版)」
<https://www.moj.go.jp/content/001424960.pdf>
- 法務省「ウェブ会議原則に関するリーフレット」
https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page2_000001_00007.pdf



頼れる街の法律家

行政書士は、幅広い業務を通じ、国民と行政とのきずなとして、国民の生活向上と社会の繁栄進歩に貢献することを使命としています。（日本行政書士会連合会 行政書士倫理綱領より）

行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する電磁的記録や書類の作成、手続代理、その他書類作成の相談に応じること、或いは、契約書や事実証明に関する書類の作成およびその作成の代理を行ないます。

行政書士には行政書士試験合格者、行政事務経験者、他の国家試験合格者など様々な経歴、専門知識を持つ人達がおります。令和7年3月末日現在、全国で会員登録者数は52,734名となっており、茨城県行政書士会には、1,203名が会員登録しています。

行政書士が行なうことのできる業務範囲は、説明することが不可能に近いほど広範囲に及び、許認可等に関する書類だけでも1万種類を超えと言われています。デジタル社会の進展に伴い、電子申請を求められる機会や高度な知識を要する書類も増えています。そうした中で、**行政書士**はやさしい言葉でわかり易い相談、実体法の法律要件の知識をベースに過去の事例研究や要件事実配慮し、意思表示の内容を明確に示した書類の作成に努めています。

一枚の書類が信頼と安心の明日を約束します。

平成26年12月27日に施行された改正行政書士法により、日本行政書士会連合会が実施する研修を修了した特定行政書士は、**行政書士**が作成した官公署に提出する書類に係る許認可等に関する審査請求、異議申立、再審査請求等の行政不服申立手続き代理および書類を作成することができます。これにより、行政手続及び行政不服申立てに関する手続を熟知する特定行政書士が、許認可等の申請から不服申立て手続に係る業務を行うことができます。

行政書士は、法律事務を行うことが認められていますが、他の法律において制限されているものについては、業務を行うことができません。

その業務範囲は広く、日々の生活からお仕事まで、
皆さまのそばに寄り添っています。

事業許可や免許の 申請に関すること

- 建設業許可申請
- 宅建業免許申請
- 産業廃棄物処理業許可申請
- 介護保険施設開設許可申請
- 自動車運送業許可申請
- 倉庫業の許可申請
- 飲食店営業許可申請
- 風俗営業許可申請
- 入札参加資格審査申請

経営実務や経営相談 に関すること

- 株式会社等法人設立関係書類作成
- 会計記帳、事業計画書類の作成
- 各種議事録、社内規定の作成
- 各種契約書、協議書、
合意書の起案・作成
- 資金調達支援（公的補助金・融資等）
- 雇用、賃金について相談
- 経営コンサルティング
- 経営革新計画書作成

くらしの相談、トラブル防止 に関すること

- 遺言書・遺産分割協議書・相続
- 内容証明郵便の作成
- クーリングオフ手続き
- 自動車登録・車庫証明申請
- 自賠責保険の請求手続き
- 著作権・著作物の登録
- 任意成年後見契約手続き
- 在留許可申請、帰化許可申請
- 外国人招聘（雇用等）手続き
- 行政不服申立手続き

住宅、不動産 に関すること

- 不動産賃貸借契約書
- 不動産売買契約書
- 建築請負契約書
- 農地転用許可申請
- 開発行為許可申請
- 道路占用・使用許可申請



茨城県行政書士会の取り組み

業務研修会の実施

国土農地・建設・運輸交通・環境・保健風営・国際・市民法務などの専門部会が設置されており、各部の主催により業務に関するスキルアップ研修を実施しております。

また、職業倫理・災害支援相談員養成などについても多くの研修を実施し、会員個々の資質向上に努めています。



無料相談会の開催

毎週木曜日に電話無料相談窓口を設置し、相続・遺言などの市民の皆さまのご相談、許認可など事業者の皆さまのご相談をお受けしています。

県内各支部においても、無料相談会やセミナーなど、地域の皆さまの身近な法律家として活動しています。



中小企業支援

許認可申請書類や法人設立関係書類、事業計画書、社内規程などをはじめとして、様々な書類作成を支援いたします。さらに資金調達支援や事業承継など、中小企業を取り巻く社会環境・経営課題に対応し、事業の継続・経営の安定と強化に寄与してまいります。



法教育の実践

近年、全国の小中学校で、早い段階から遵法精神や法的思考を学ぶ「法教育」と呼ばれる授業が行われるようになりました。

本会では、県内の小中学校において「著作権」や「国際化」、「スマホ（SNSトラブル）」「会社設立」などの身近なテーマで出前講座を行っています。法に基づく考え方や社会制度の理解など学校教育に貢献していきます。



災害協定

本会では、大規模災害発生時に市町村と協力して適切な被災者支援を行うため、「災害時における支援協力に関する協定」や「包括連携協定」を県内34市町村と締結しています。また、「茨城県災害ボランティア」に団体登録しています。今後も不測の事態に備え、さらに体制強化に努めてまいります。



支部のご紹介

支部名 県西支部

市町村

古河市、結城市、筑西市、
下妻市、常総市、坂東市、
桜川市、結城郡（八千代町）、
猿島郡（五霞町、境町）

会員数

282名

支部長事務所所在地

桜川市富士見台2丁目90番地

連絡先

0296-76-5162

支部名 県北支部

市町村

日立市、常陸太田市、高萩市、
北茨城市、常陸大宮市、那珂市、
那珂郡（東海村）、久慈郡（大子町）

会員数

106名

支部長事務所所在地

日立市助川町4丁目11番13号

連絡先

0294-23-1766

支部名 水戸支部

市町村

水戸市、笠間市、ひたちなか市、
小美玉市、東茨城郡（茨城町、
大洗町、城里町）

会員数

302名

支部長事務所所在地

水戸市堀町979番地7

連絡先

029-303-5812

支部名 県南支部

市町村

土浦市、石岡市、龍ヶ崎市、取手市、牛久市、
つくば市、守谷市、稲敷市、かすみがうら市、
つくばみらい市、稲敷郡（美浦村、阿見町、河内町）、
北相馬郡（利根町）

会員数

421名

支部長事務所所在地

石岡市柿岡2323番地

連絡先

0299-43-0536

支部名 鹿行支部

市町村

鹿嶋市、潮来市、神栖市、
行方市、鉾田市

会員数

96名

支部長事務所所在地

神栖市神栖一丁目19番10号

連絡先

0299-95-6508

（令和7年4月末現在）

行政書士を探したい

茨城県行政書士会のホームページでは、所在地や業務内容などを指定して会員を検索することが出来ます。

お電話でも対応いたしますのでお気軽にお問合せください。

茨城県行政書士会

検索

<https://ibaraki-gyosei.or.jp> TEL 029-305-3731

令和7年度 支部相談会一覧

※日程は諸事情により変更または中止になる場合があります。

令和7年4月1日現在

	市町村名 (50音順)	開催場所	開催日	開催時間	お問い合わせ先
あ	阿見町	阿見町実穀ふれあいセンター 2階会議室(要予約)	原則毎月第3日曜日 (・6/15・7/13・8/24・9/21・10/5・11/16・ 12/14・1/18・2/15・3/15)	午後1時30分～ 午後4時30分	予約先: 担当 池田 090-7216-6219 (平日午前9時～正午受付)
	石岡市	国府地区公民館 1階小会議室1(要予約)	原則毎月第3土曜日 (6/21・7/19・8/23・9/20・10/18・11/15・12/20・ 1/17・2/21・3/21)	午後1時～午後4時 (30分以内)	予約先: 担当 若山 0299-43-0536 (平日午前9時～午後5時受付)
	稲敷市	稲敷市役所 本庁舎 (要予約)	原則毎月第2・4日曜日 (6/8・6/22・7/13・7/27・8/10・8/24・9/14・ 9/28・10/12・10/26・11/9・11/23・12/14・12/28・ 1/11・1/25・2/8・2/22・3/8・3/22)	午前10時～正午	予約先: 稲敷市役所総務課 029-892-2000 (相談日当日午前8時30分～ 午前11時受付)
い	茨城県	茨城町役場 2階 第一会議室等	原則毎月第2水曜日 (6/11・7/9・8/13・9/10・10/8・11/12・12/10・ 1/14・2/10・3/11)	午後1時～午後4時	茨城町役場 秘書広聴課 029- 292-1111
	牛久市	牛久市役所 分庁舎1階会議室(要予約)	原則毎月第4土曜日 (・6/28・7/26・8/27・9/27・10/25・11/22・ 12/27・1/24・2/28・3/28)	午後1時～午後4時 (30分以内)	予約先: 担当 小野寺 080-7855-2121 (平日午前9時～午後5時受付・ 実施日3日前まで)
	大洗町	大洗町役場 3階 会議室	原則毎月第3火曜日 (6/17・7/15・8/19・9/16・10/21・11/18・12/16・ 1/20・2/17・3/17)	午後1時～午後4時	大洗町役場 029-267-5111
お	小美玉市	小美玉市役所 (旧美野里町役場)1階ロビー	原則毎月第3火曜日 (6/17・7/15・8/19・9/16・10/21・11/18・12/16・ 1/20・2/17・3/17)	午後1時～午後4時	小美玉市役所 0299-48-1111
	鹿嶋市	鹿嶋市役所 1階 相談室1	原則毎月第2日曜日 (・6/8・7/13・9/14・10/12・11/9・12/14・2/8・ 3/8)	午後1時30分～ 午後4時	担当 佐藤 0299-95-6508
	笠間市	笠間市役所(旧友部町役場) 庁舎内会議室	原則毎月第3水曜日 (6/18・7/16・8/20・9/17・10/15・11/19・12/17・ 1/21・2/18・3/18)	午後1時～午後4時	笠間市役所 0296-77-1101
か	河内町	河内町農村環境改善センター 1階農事研究室(要予約)	原則毎月第3土曜日 (6/21・7/19・8/16・9/20・10/18・11/15・12/20・ 1/17・2/21・3/21)	午前10時～正午	予約先: 担当 飯塚 090-8582-5821 (実施日3日前の午後5時まで受付)
	北茨城市	北茨城市役所 4階 401会議室(要予約)	原則毎月1回 (6/6・7/2・8/6・9/2・10/1・11/7・12/2・ 1/7・2/4・3/2)	午後1時～午後5時	予約先: 北茨城市役所 まちづくり協働課 0293-43-1111
	古河市	コスモスプラザ 会議室1 (三和地域交流センター)	10/25	午前10時～午後1時	三和地域交流センター 0280-76-1517
こ	古河市	スペースU古河 会議室	10/25		スペースU古河 0280-22-5520
		中央公民館 会議室1	11/15		中央公民館 0280-92-4501
	五霞町	中央公民館 A研修会議室	6/14・2/14	午前10時～午後1時	五霞町教育委員会 0280-84-1111
さ	境町	中央公民館 2階 会議室	原則毎月最終日曜日 (6/29・7/27・8/31・9/28・10/26・11/30・12/21・ 1/25・3/1・3/29)	午後1時～午後4時	担当 張替 090-3034-6722
		岩瀬庁舎 1階 小会議室	8/18・12/15・2/9	午後1時～午後3時	
		真壁庁舎 1階 3190会議室	6/9・10/14		
し	下妻市	下妻市立図書館 2階 集会室	6/27・10/17・2/13	午後1時～午後3時	担当: 板橋 0296-30-1257
	常総市	水海道庁舎 1階 市民ホール	6/10・8/5・9/9・10/14・11/11・12/9・1/13・ 2/10・3/10	午後1時～午後4時	担当: 戸塚 090-8105-2196
		石下庁舎 会議室	10/14		
		地域交流センター(豊田城)	7/8		
	城里町	城里町役場 2階 会議室	原則毎月第2火曜日 (6/10・7/8・8/12・9/9・10/14・11/11・12/9・ 1/13・2/10・3/10)	午後1時～午後4時	城里町役場 029-288-3111
た	大子町	大子町役場 1階 生活環境課 (要予約・市民に限る)	原則偶数月第1火曜日 (6/3・7/1・9/2・10/7・12/2・1/6・3/3)	午後1時～午後4時 (45分以内)	予約先: 大子町役場 生活環境課 0295-76-8802
	高萩市	高萩市役所 1階 会議室(要予約)	原則奇数月の第4金曜日 (7/25・9/26・11/28・1/23・3/27)	午後1時30分～ 午後4時30分 (40分以内)	予約先: 担当 大和田 0294-23-1766
ち	筑西市	筑西市立中央図書館 ボランティア活動室	原則偶数月第3土曜日 (6/21・8/23・10/18・12/20・2/21)	午前10時～午後3時	担当 木村 090-4050-7925
つ	つくば市	つくば市役所 3階302会議室(要予約)	原則毎月第2または第3木曜日 (6/12・7/17・8/14・9/11・10/16・11/13・12/18・ 1/22・2/19・3/19)	午後1時～午後4時 (30分以内)	予約先: 担当 木村 090-1650-8505 (平日午前9時～正午受付)

	市町村名 (50音順)	開催場所	開催日	開催時間	お問い合わせ先
つ	土浦市	土浦市役所 3階相談室 (要予約・市民に限る)	原則毎月第3木曜日 (6/19・7/17・8/21・9/18・10/16・11/20・12/18・ 1/15・2/19・3/19)	午後1時30分～ 午後4時30分 (30分以内)	予約先：土浦市役所広報広聴課 029-826-1111
と	東海村	総合福祉センター 絆 ボランティア室① (要予約・市民に限る)	原則毎月第2金曜日 (6/13・7/11・8/8・9/12・10/10・11/14・12/12・ 1/9・2/13・3/13)	午後1時～午後3時 (30分以内)	予約先：東海村社会福祉協議会 029-283-0205
	利根町	利根町文化センター 1階講座室(要予約)	原則毎月第3日曜日 (6/15・7/13・8/17・9/21・10/19・11/16・12/21・ 1/18・2/15・3/15)	午後1時30分～ 午後4時30分 (30分以内)	予約先：担当 野村 090-1603-7374 (平日午前10時～午後2時受付・ 実施日3日前まで)
な	那珂市	那珂市役所 1階 相談室 (要予約・市民に限る)	原則毎月第3水曜日 (6/18・7/16・8/20・9/17・10/15・11/19・12/17・ 1/14・2/18・3/18)	午後1時30分～ 午後4時 (30分以内)	予約先：那珂市役所 市民相談室 029-298-1111
ひ	日立市	日立市役所 2階 市民相談室 (要予約・市民に限る)	原則毎月第2・4水曜日 (6/11・6/25・7/9・7/23・8/13・8/27・9/10・ 9/24・10/8・10/22・11/12・11/26・12/10・12/24・ 1/14・1/28・2/12・2/25・3/11・3/25)	午後1時～午後4時 (30分以内)	予約先：日立市役所 市民相談室 0294-22-3111
	常陸太田市	常陸太田市役所 本庁舎 2階 201会議室 (要予約・市民に限る)	原則毎月第3木曜日 (6/16・7/22・8/18・9/16・10/20・11/17・12/15・ 1/19・2/16・3/16)	午後1時30分～ 午後5時 (30分以内)	予約先：担当 大和田 0294-23-1766
	ひたちなか市	ひたちなか市役所 本庁舎 1階 ロビー	原則毎月第1・3・5木曜日 (6/5・6/19・7/3・7/17・7/31・8/7・8/21・9/4・ 9/18・10/2・10/9・10/16・10/23・10/30・11/6・ 11/20・12/4・12/18・1/15・1/29・2/5・2/19・ 3/5・3/19)	午後1時～午後4時	ひたちなか市役所 029-273-0111
		ひたちなか市役所 那珂湊支所 2階 会議室	原則毎月第2・4木曜日 (6/12・6/26・7/10・7/24・8/14・8/28・9/11・ 9/25・10/9・10/23・11/13・11/27・12/11・12/25・ 1/8・1/22・2/12・2/26・3/12・3/26)		
み	水戸市	水戸市役所 1階 市民相談室併設相談室	原則毎週木曜日 (6/5・6/12・6/19・6/26・7/3・7/10・7/17・ 7/24・7/31・8/7・8/14・8/21・8/28・9/4・ 9/11・9/18・9/25・10/2・10/9・10/16・10/23・ 10/30・11/6・11/13・11/20・11/27・12/4・12/11・ 12/18・12/25・1/8・1/15・1/22・1/29・2/5・ 2/12・2/19・2/26・3/5・3/12・3/19・3/26)	午後1時～午後4時	水戸市役所 市民相談室 029-232-9109
		茨城県立図書館 3階 会議室3	原則毎月第2金曜日 (6/13・7/11・8/8・9/12・10/10・11/14・12/12・ 1/9・2/13・3/13)	午後4時～午後7時	茨城県立図書館 029-221-5569
			原則毎月第3土曜日 (6/21・7/19・8/16・9/20・10/18・11/15・12/20・ 1/17・2/21・3/21)	午後1時～午後4時	
も	守谷市	守谷市立公民館もりりん中央 (旧・守谷中央公民館)	原則毎月第2土曜日 (6/14・7/12・8/9・9/13・10/11・11/8・12/13・ 1/10・2/14・3/14)	午後1時～午後4時	担当 中山 0297-48-5349
や	八千代町	中央公民館 2階 研究室	7/5・3/7	午前10時～午後1時	八千代町役場 総務課 0296-48-1111
ゆ	結城市	結城市立公民館	7/26・10/4	午前10時～午後3時	担当 大嶋 090-9152-6677

※最新の情報は行政書士会 HP でご確認ください。

「身近な街の法律家」・行政書士



茨城県行政書士会
会長 古川 正美

【季のきらめき】をご覧いただき誠にありがとうございます。
ございます。

本誌は行政書士という資格者について読者の皆様
が理解しやすいようにと作成されておりますが、もう
少し詳しく説明させていただきます。

我々行政書士は、非常に複雑・多岐にわたる行政手
続きの専門家として書類の作成やその相談等の業務
を日々行っております。

近年多発する自然災害発生時には被災自治体の要
請により被災者支援として困りごと相談所の開設な
どの社会貢献事業にも積極的に取り組んでおります。

行政書士をはじめとする士業制度は、市民生活を円
滑に送るためになくてはならないものであります。

特にコロナ後の急速な行政のデジタル化に対応する資格者として存在することが
我々行政書士に求められております。

現在茨城県内には1,200名を越える会員が在籍しており、また県内ほぼすべての市
町村を網羅しております。

困ったときには「そうだ、行政書士に相談しよう!」と思い出してください。

必ずやご期待にお応えいたします。



年2回発行

発行所 〒310-0852 水戸市笠原町978番25
茨城県開発公社ビル5階

茨城県行政書士会

TEL (029) 305 - 3731
FAX (029) 305 - 3732



発行者 会長 古川 正美
編集 担当副会長 竹内 崇
広報・監察部 瀬谷 輝男・齊藤 強
大嶋 薫

印刷所 株式会社高野高速印刷

ご感想をお寄せ下さい
E-mail: info@ibaraki-gyosei.or.jp

茨城県行政書士会
市民相談センター

電話無料相談

一人で悩まず気軽に相談!

毎週 木曜日(祝日は除く) 午後1時30分～午後4時30分

☎ 029-350-5767



運送業・
建設業・宅建業
に関する事

相続や
遺言書に
に関する事

土地開発
に関する
事

法人設立
に関する
事

自動車に
関する
事

中小企業の
支援に
関する事

飲食店等の
営業許可に
関する事

契約書の
作成に
関する事

外国人の
手続に
関する事

農地活用
に関する
事

日本行政書士会連合会
公式キャラクター
ユキマサくん



※面談による相談をご希望の方は、下記事務局までお問い合わせください。

行政書士には法律で守秘義務が課せられています。安心して、ご相談ください。



茨城県行政書士会

〒310-0852 水戸市笠原町978-25 茨城県開発公社ビル5F

TEL 029-305-3731 FAX 029-305-3732 URL: <https://ibaraki-gyosei.or.jp>



後援

公益財団法人
茨城県
開発公社



とほろ
季のきらめき

Vol.20

令和7年
6月15日発行

編集・発行 茨城県行政書士会 〒310-0852

水戸市笠原町 978 番 25 (茨城県開発公社ビル5階)
TEL.029-305-3731 FAX.029-305-3732
<https://ibaraki-gyosei.or.jp>